

Title	農業経営規模拡大と組織的対応： 「農業経営調整地域組織」と「農業経営管理法人」の提唱
Sub Title	Some proposals regarding the systematic extension of joint management of farms in Japan
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.8 (1966. 8) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660815-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農業経営規模拡大と組織的対応

——「農業経営調整地域組織」と「農業経営管理法」の提唱——

宮 崎 俊 行

- 一 経営規模拡大の意義
- 二 経営規模拡大事例の類型別検討
- 三 経営規模拡大の様相と制度的型態
- 四 「中部分機械化技術」による「経営」に関する調整組織（農業経営調整地域組織）
- 五 「大型高度機械化技術」による「請負耕作体」の組織（農業経営管理法）

一 経営規模拡大の意義

現在の日本農業において、経営の規模を拡大することの意義は、いずこに存するのであろうか。

経営規模拡大の意義を、実定法の上から考えるとすれば、それは「農業構造改善」の中心をなしていることであろう。すなわち、農業基本法（以下農基法と略すことあり）二条一項三号では「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」を「農業構造の改善」と総称している。ここに列挙されたものの中で、経営規模拡大以外のもは、経営規模拡大と切り離しては殆んど意味を持たないであろう。農基法上、「農業構造改善」は格別のウエイトを持つ施策であり、「経営規模拡大」は「農業構造改善」の中の柱である（この点は農基法第四章一五条ないし二二条の規定の趣旨、内容からみても明らかであろう）のは、いかなる理由によるのであろうか。これは「経営規模拡大」の社会経済的意義をたずねてみないとわからないであろう。

「経営規模拡大」の社会経済的意義については、いろいろな見解があるが、現在の私には、すくなくとも次の三つの目的があることが確からしく思われる。それは、(イ)第一次産業より、第二次・第三次産業への労働力の大移動に対して、農業の在り方を対応させること、もしくは農業の中にこの労働力移動が可能なような条件を作り出すこと、(ロ)農産物の生産コストを引下げること（特にいわゆる解放経済体制への対応）、(ハ)農民の所得の向上、であろう。これがすべて達成できたとしても、それはしよせん、農業部門は工商業部門に対して、まず労働力を出し、次いで低廉な農産物を販売して、工商業部門からの商品を多量に購入する、というフローのパターンが強化され、農業に残った農民はそのフローに乗ることによつて、他産業従事者と均衡した「生活水準」（特に物的な）に浮上する、というメカニズムが実現することであろう。このように農民が、いわば、「より多く稼いでより多く使う」、否、「より多く使わせられるが故により多く稼がせられる」人間の仲間入りをすること、否仲間入りをさせられることが、人間の究極目的からみて良いのか悪いのか、は極めて重大な問題であるが、ここではこれは割愛しておく。⁽¹⁾

「経営規模拡大」の右の三目標がすべて実現しても、なおかつこのような重大問題に直面するであろうが、現在までの数年間の実績を若干の事例についてみると、農産物コスト低下も農民の純所得向上も思うにまかせず、むしろただ労働力移動と商品購入のみが増大している例もあるようである。例えば水稲作につき、一ha規模の一般小農（耕耘機・手植・手刈）と、八〇ha規模の大型高度機械化経営体（トラクター・直播・コンバイン）の若干の事例を標準化したものとを、比較対象とした吉田六順氏の計算によると、後者による労働費は低下するが、機械・施設・諸材料・防除剤等は増加になるので差引一〇a当り（反当り）生産費は殆んど変化せず、反当り収量が（一般小農四四二Kg（二、九五石）に対して）四〇〇Kg（二、六六石）程度では一五〇Kg当り（石当り）生産費はむしろ増加（約一千元）することになる（昭和三九年標準）。しかもこのコスト計算は、大型高度機械技術を受入れるための土地基盤整備に要する費用を除外してのことである。ともあれ、生産コスト低下

問題（およびすくなくとも価格支持政策の対象となつて農産物に關しては農民の所得増大問題も）のポイントは、省力かつ多収技術の確立および普及である。この点目下のところは、まことに不充分であるが、いづれは達成されるであらうし、また何としても達成しなければならぬ。「省力多収技術」の確立そのものは正に「技術」の問題であらうが、確立された技術の普及については、制度ないし政策が大いに關係するところであり、法学的研究をも要することになる。

「多収」の問題は、単にコストないし農民所得の問題にとどまらない。農業基本法制定（昭和三六年六月一二日）當時における主流的な意見（すくなくとも政府、経済団体およびジャーナリズムの）では、「多収」への認識は、「選択的拡大」（農基二条一項一号、果樹・園芸・畜産）の要求に副う農産物を別として、米麦のような農産物に対しては、まことに浅かつたといえよう。もつとも農基法にも「農業総生産の増大を図ること」との文字もその目標の中にかかげられてはいる。（農基二条一項二号）しかしこの言葉が加えられるに至つたいきさつ等から推察すれば、「多収」への認識が深かつたとはいえないであらう。⁽³⁾ところが実は、「農産物自給」ないし「農産物需給計画」の問題は、わが国の国民経済ないし民族生存の重大問題であるのはもとより、世界経済ないし人類生存の問題でさえあること⁽⁴⁾が、最近ではかなり広く認識されるようになって来た。そこで「多収」は、単に「コスト低下」とか「農民所得増大」の目標に到達する、前提条件たるにとどまらず、むしろ「経営規模拡大」が直接に追及すべき一目標と考えるべきであらう。

ところで「経営規模拡大」の意義を、マクロ的考察においてどう把握するにしても、農村においては現実に、「これこそわが生きる道」と考へての「経営規模拡大」への動きがみられるとともに、それが公式通りには行なわれないうようにしている諸々のもの（これには、社会経済的な事情もあるし、法・制度・政策の側の在り方もある）が存在している。もし「経営規模拡大の公式論的展開」をさまざまに存在のすべてが、「全く価値なきもの」ないし「考慮に価しないもの」であるならば、かなりことは簡単になるが、実は必ずしもそうではないところに、考えるべき重大な問題があるのである。

本論では右のような見地から、(1)まず「経営規模拡大」を実現しつつある若干の事例を整理、分析して(ただし個々の事例のやや詳細な紹介、検討は別稿)、それらをやや類型化して見ればどんな様相を呈するものかを把握することに努め、次いで(2)「経営規模拡大」の展開方式についての法的ないし制度的型態をいかに設定すべきか、について若干の考察をこころみることにする。そしてそれを特に、「中型部分機械化技術」による「経営」に関する調整組織(農業経営調整地域組織)と、「大型高度機械化技術」による「大型請負耕作体(ないし請負型協業体)」に力点をおいて展開することにした。

- (1) この点については、東畑精一・神谷慶治編「現代日本の農業と農民」(昭和三九年二月)参照。
- (2) 吉田六順「大規模請負耕作の存立条件」農業構造問題研究第6号(昭和四一年五月)三九一—四一頁。
- (3) 宮崎「政治と農業立法」——農業基本法を中心として——綜合法学昭和三十六年九月号。
- (4) 神谷慶治著「日本農業の可能性」(昭和四一年三月)二五—七頁。
- (5) ただし本稿では、耕種経営なかんづく水田耕作中心に検討し、特に畜産は別に検討することとした。

二 経営規模拡大事例の類型別検討

経営規模拡大の様相を把握するには、統計的方法と事例的方法とがあり、両者を併用するのが最も適当であろう。ただし本論では統計的方法による検討は、一切これをはぶくことにした。それは正直にいつて現在の筆者にはその能力がないからである。特に現存の統計のかなり多くのもとの実態との間にはかなりのズレがあるものと推察されるが、それを補正しつつ統計を利用する能力がないからである。そこでもつばら事例的方法、それも主として筆者が今までに実地に見聞した若干の事例を整理する方法、によらざるを得ないが、その整理、分類の基準がまずかなり困難な問題となつた。

本論の目標が、経営規模拡大の展開方式の法的ないし制度的型態の検討にあるところからすれば、ここでの分類基準も法

のないし制度的なもの、例えば経営規模拡大のために必要な法的権原（例、農地の所有権または使用収益権取得、経営管理受託、作業請負）とか拡大せられた経営体の制度的性格（例、自立経営、協業経営、協業組織）とか、をもつてするのがよさそうに思われるかもしれない。しかしそれは適當ではないようである。正直に言つて筆者も一応はこれを試みてみたが、まず同一の事例が、いくつもの基準（しかも概念規定としてはむしろ相矛盾する場合あり）に關係することが極めて多くあらわれたし、また法的でないし制度的型態の在るべき姿を創造するために、事例の検討をこころみるに當つて、事例を主に法的でないし制度的型態のメガネを通してながめることは、創造せんとする法的でないし制度的型態の姿に枠をはめることになりはしないか、との疑問もわいて来た。

そこでここでは結局、経営規模拡大の裏づけとなる技術体系の段階的な差異をもつて、若干の事例の分類、整理の基準とすることにしたのである。技術体系は、経営規模拡大を裏づける極めて重要な柱であり、またこの点からの分類をやつてみると、段階の移行過程にあつてどちらと判断すべきか、やや困難な事例はあつても、同一事例が相矛盾する基準に該当してしまうことはなく、比較的明解な姿に整理できるようである。

ここで技術体系の段階的差異を示すものとして、(イ)「小農技術」（水稲作については、耕耘機・手植・手刈）、(ロ)「中型部分機械化」（水稲作については、トラクター・直播・刈取機——スレッシャー、または一部手植・手刈）、(ハ)「大型高度機械化」（水稲作については、トラクター・直播・コンバイン）、の三種とした。

(一)「小農技術」に裏づけられた経営規模拡大の事例

「小農技術」（耕耘機・手植・手刈）の裏づけによる経営規模拡大は、事例的にも若干のものが報告されており、統計的にも若干はその傾向が読みとれないわけではないようである。しかし小農技術による経営規模拡大には大きな期待を寄せること

はできないように思われる。すなわち稲作経営でいえば、(イ)まずスケール・アップそのものにかなり窮屈な限界がありそうであり(内地で三ha程度)、(ロ)しかもこの程度のスケールの限界内の経営では、「高度成長・インフレ経済・いわゆる生活水準向上」の経済体制下においてかなり長期にわたつて、他産業従事者と均衡もしくはそれ以上の純所得を得ることは(格別な価格支持政策をとるなら別として)むずかしいのではなからうか。そのほか、(イ)経営規模拡大にともなう、法的ないし制度的対応としては、小農技術による場合についての独特なものは比較的すくなく、むしろ後述の「中型部分機械化技術」によるものへの対応型態でカバーされるものがかなり多いのではないか、とも思われることもある。

筆者が実地に見聞したもののなかから一例をあげれば、香川県M市のK氏は、かつて水稲作「経営」をいわゆる「個別経営」で約五haに拡大しようと目論み、昭和三五年頃には、自作地約一haのほかに、一六人の委託者より計約三haの請負耕作(概ね経営管理型)を受託し、合計四haにまでとにかく「経営」規模を拡大して、注目をあびた人である⁽¹⁾。そのK氏が昭和四〇年度より水稲の請負耕作の受託を一切やめたのである。その理由は、請負耕作だから「耕作権」もしくは経営受託権が法的に確立していなかつたことではなく、労働力不足が深刻化し、一方それを完全にカバーするだけの省力技術は未確立(ないし導入不能)であつたからである。K氏を中心とする水稲の請負耕作方式は、委託者世帯に残存する労働力を補助労働力として雇用する(K氏が)という、労働力対策ではたくみな方式であつたが、しかもなお労働力不足の深刻化が最大の理由となつて中止のやむなきに到つたのである。

そのほか一時(昭和三〇年頃から三七年頃に)近畿地方(特に奈良県、大阪府)を中心に多く発生した、個人相対で結ばれる請負耕作が最近では頭打ちであることなども、小農技術による経営規模拡大の限界を示す一資料といえよう。

ともあれ、小農技術による経営規模拡大には、余剰機械力の完全燃焼をはかるなどの消極的な効果はあるにしても、これに多くを期待することはむずかしそうであり、したがつてこれを独自の対象として法的ないし制度的対応を考える意義はう

すいと言えそうである。

(二)「中型部分機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大の事例

(A)「中型部分機械化技術」の意義

ここで「中型部分機械化技術」というのは、「小農技術」(耕耘機・手植・手刈)の範囲を出ているが、「大型高度機械化技術」の段階にまでは到達していない段階の技術を総称したものである。したがってその積極的規定づけはやや曖昧であるが、例えば水稲作については、「中型トラクター・直播・刈取機―スレッシャ―」のセット技術体系を標準的なものとみてよいであろう。そのほか、「中型(もしくは大型)トラクター・一部直播一部手植・一部刈取機およびスレッシャ―一部手刈」のように、要するに、或る過程には「小農技術」の範囲をこえる機械が導入されながら、しかも殆んど全部の過程を独立のエンジンをもつて駆動する専用機(例、コンバイン)で行なうには到らない段階にあるもの(しかもそれで一応は技術レベルの上からは安定的であるもの)を「中型部分機械化技術」とみたのである。

(B)「中型部分機械化技術」による若干例

今日までに筆者が現地で見聞した若干の事例(ただし第一表の京都・N町K氏の一事例だけは紹介記事による⁽³⁾)のなかから、一応「中型部分機械化技術」に裏づけられていると思われるものを選び、それらにみられる、事業組織、経営規模拡大のための法的権原等に関する特徴的な性格を、簡単な表にまとめてみた⁽⁴⁾(第一表参照)。これを通覧して筆者が特に注目に価すると思つたことは、同一の事例において複数の特徴ないし性格が併存して認められる場合が多いことである。

すなわち、愛知県のH農協青年部は、構成メンバー各自についてみれば、「賃貸借型請負耕作」の受託を通して「自立経営」を志向しているものとみられるが、このことが他方において青年部の組織自体で大型トラクターとライス・センターとを所有・運営し、また「請負作業」を受託する活動を行なっていること、と不可分に結合しているものようである。

第 1 表

	組織上より みた性格	「経営」(担当)・規模拡大の権原						作業の受託と委託					
		自 立 経 営	協 業 経 営	協 業 組 織	所 有 権 取 得	賃 借 権 取 得	得 得 使用 貸借 による 権利取 得	上 の 取 得 耕作 事業 主体性 の事実	(経営管理型請負耕作) (担当)受託 経営管理(および労働 (賃賃借型請負耕作)	請負作業の受託		請負作業の委託	
										組 合 せ	部 分	組 合 せ	部 分
愛知・H農協青年部 (昭和37年より活動充実, 水稲)	組 織 自 体			○						○	○		
	各 成 員 自 立	○						○					
岡山・有限会社O農園 (昭和37年設立, 水稲)	会 社		○						○			○	
	社 長	○							○				
岡山・有限会社M農産 (昭和39年設立, 水稲)		○			○							○	○
愛知・Oロータリー・クラブ (昭和38年発足)	組 織 自 体		○	○					○	○	○	○	
	各 成 員 自 立	○								○	○		
京都・N町K氏 (昭和36年より開始, 水稲)		○							○	○			
徳島・有限会社芳新園 (昭和37年設立, ミカン)	会 社		○		○								
	社 員	○											
宮城・黒沢農事組 合法人 (昭和39年設立, モモ・ 洋ナン)	法 人		○		○					○			
	組 合 員	○											
山形・庄内地区農 事組合法人 (昭和39年設立, 水稲)	法 人		○	○					○	○			
	組 合 員	○									○		

農業経営規模拡大と組織的対応

また岡山県の有限会社O農園（專業農家二世帯を核として他に兼業農家五世帯、計六世帯の世帯員よりの社員で構成）は、会社自体に注目すれば「協業経営」であるが、社長（專業農家）のU氏に注目すれば「自立経営」であり、しかも兼業農家五世帯（の農業面の代表者）とU氏との間には「団体型請負耕作」（ないしそれに近いもの）の関係があるとみることでもできるし、更に社員外の者との間で「請負作業」の受託もしているのである。

岡山県の有限会社M農産は、一世帯一法人で自作地約八ha（概ね二団地に分れる）につき経営を行なうものであつて、「自立経営」との比較的單純な性格規定ができそうだが、それでもこれが成り立つ裏には、他人（主に農協）に機械作業を委託し、かつ安価な補助労働力の調達・指揮をも他人（各団地毎に、地域有力者）に委託していることがある。

或いは愛知県のOロータリー・クラブとか、京都府N町K氏は、経営規模拡大を実現するのに、「賃貸借型請負耕作」受託、「経営管理型請負耕作」受託、更には「請負作業」受託、の三者を併用している（Oクラブは、クラブの組織自体は協業組織もしくは部分的協業経営で、メンバー各自は自立経営志向）。

また徳島県の有限会社芳新園は、会社自体に注目すれば專業農家二世帯より成る「協業経営」であるが（農地は、原野、普通畑を買取り開園）、各世帯に注目すれば「自立経営」である。

宮城県の黒沢農事組合法人は、部落有原野の開墾によつて造成された果樹園地の所有権を、その部落民全員を組員とする法人が取得しており、比較的單純に「協業経営」が所有権を取得している、といえそうであるが、「協業経営」体の内部において、専従組員とそうでない者との間には全面的な「経営管理委託」がある（すくなくともこれに類する関係についてやや困難が生ずることは予想できる）ともいえよう（請負型協業経営）。

山形県庄内地区の多数の農事組合法人は、一応は「協業経営」が組員の農地について使用貸借による権利を取得している、と比較的單純に性格規定をすることができるのであるが、しかし事実上は賃貸借的色彩があることを全く否定できない。

い例もあり（といつて必ずしも現行農地法の小作統制の存在のみがこうさせているわけではない）、また黒沢農事組合法人の場合と同じく組合員間において漸次「経営管理の委託側と受託側」との分化（ないし水稲作自立経営とそうでない者との分化）が行なわれることも考えられるし、更には農事組合法人が組合員外から「請負作業」の受託もやつている（また法人よりも広汎に存在しているトラクター利用組織との関連も無視できない）。

このように、同一の事例について（視点を変えてみると）、現時点において、複数の特徴ないし性格を看取することができるものが極めて多いのであるが、更に近い将来を予想してみると、その特徴ないし性格の変化（例、協業組織 \uparrow ↓協業経営 \uparrow ↓自立経営、請負作業 \uparrow ↓経営管理型請負耕作 \uparrow ↓賃貸借型請負耕作⁽⁵⁾、使用貸借 \uparrow ↓賃貸借 \uparrow ↓所有権移転、これらの複合）も考えられる場合もある。要するに目下のところ、「中型部分機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大事例の様相は、多様性があるとともに流動的であることもある、ということができる。

(c) 「中型部分機械化技術」による経営規模拡大についての制度的対応

さて経営規模拡大に対応して、その展開方式の法的ないし制度的型態の設定という問題意識をもつて、右にみたような「中型部分機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大事例の様相の多様性（および流動性）を検討するとしたら、そこにどんな意義を汲み取るべきであろうか。筆者としては、経営規模拡大の法的ないし制度的型態を、画一的に一型態もしくは一つのコース的組合せ（例、自立経営、協業経営、所有権取得、賃借権取得、請負耕作受託とかの）に限定して考えることには、現実性がないことの証拠だ、と考えたいのである。このように画一的に（すくなくとも全国を）一型態もしくは一コースの設定をもつて扱うことには、現実性がないとすれば、問題は、地域毎に適当な型態ないしコースを選択利用する（しかも固定的でなく流動的に）にはどうすればよいか、ということに進むであろう。

(三) 「大型高度機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大の事例

(A) 「大型高度機械化技術」の意義と「請負耕作体」の分類

ここで「大型高度機械化技術」とは、生産過程の主要作業の殆んど全部を独立のエンジンをもつて駆動する専用機械によつて行なう段階に達した技術をいう。例えば水稲作についていえば、「大型トラクター・直播・コンバイン」の体系（更にライス・センター、カントリー・エレベーターとつながる）である。もつともここで掲げる事例の中には、現在のところは「大型部分機械化」ともいへべき段階であるが（例、「大型トラクター」一部直播一部手植・一部刈取機一部手刈（一部コンバイン））、近い将来「大型高度機械化」に達する見込のもの（ないし当然そうなるべきもの）、も含めることにした。

筆者が現在までに現地で見聞した若干の事例（ただし宮城県のT農場は当事者本人の談話のみ、また青森県の藤坂は研究者の報告のみ、による）、を大別すると、大規模請負耕作（ないし高度組合せ請負作業）組織の色彩を有するものと有しないものとなる。しかし請負耕作（ないし高度組合せ請負作業）組織の色彩を有しないもの、すなわち、個人ないし一世帯一法人（ないし同族的法人）が農地の所有権を取得して、「大型高度機械化技術」によつて「耕作の事業」を行なっている例は、わずかに宮城県のT農場のみである。しかもT農場は未墾地開墾によつて所有農地を拡大しているのであり、既墾地についての所有権取得や賃借権取得ではない。この点からみれば、経営規模拡大にともなう既墾地の管理問題とは、やや離れたところにこれをめぐる検討の重点をおくことになるであろう。このような事情でここでは「大型高度機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大事例検討の中心には、請負耕作（ないし高度組合せ請負作業）組織の色彩を有するものをもつてくることになった。

若干の著名なる請負耕作（ないし高度組合せ請負作業）組織の色彩を有するところの事例を、整理し通覧して比較検討するに際しては、次のような事項を分類基準ないし視点とした。すなわち、(イ)「経営」単位の規模拡大に到る法的権原の重点（主に使われる契約）が、「請負耕作」（特に経営管理型）であるか、「高度な組合せ請負作業」であるか、(ロ)組織体の構成メ

ンバーが、委託者（例、土地持ち労働者、自営業者、高度集約專業農民）と受託者（組織体のマネージャー、大型機械オペレーター、種作專業農民）の双方より成るか（委託受託合同型）、それとも受託者だけから成るか（委託受託分離型）——更に「合同型」を細分すると、(i) 一定地域内の農地所有者（もしくは耕作権者）の全部をメンバーとするものと（属地集团的合同型）、(ii) その希望者だけをメンバーとするもの（属人集团的合同型）となる——。

また(i)組織体の創設に到るプロセスが、集団栽培（栽培協定→共同作業）→部分的請負作業→組合せ請負作業（その高度なものとして「技術信託」→請負耕作（「全面技術信託」というような過程をたどつて漸進的であるか（漸進型）、それとも構造改善事業等を契機として従来の小農的家族経営から一気に飛躍的に請負耕作（ないしそれに至近な段階）に到達するか（飛躍型、もしくはモデル型・パイロット型）、(ii)組織体の規約等の自治的規範および委託者との契約に含まれている合意の種類（例、経営管理委託、作業委託、農地の処分や利用についての拘束、施設の共同設置利用、損益共通計算等）、(iii)土地基盤の条件、メンバーないし地域の社会的性格、地域の経済的環境いかな、などの諸点である。これらの諸点からみて整理した結果を簡単に記載したのが第二表である。

(B) 「大型請負耕作体」の制度的特徴

第二表を通過して本論の主題との関連で重要な事項を示すと次のようなものである。すなわち、(i)一般的に「属地集团的合同型」が多く、特に構造改善事業を契機とする「飛躍型」と複合している——しかも表にはあらわれないがこの型の場合に困難な問題をかかえていることが多い——、(ii)経営管理契約もしくはそれに準ずる結果をもたらす合意が、すべての事例（特に請負耕作体では）について認められ、かかる契約こそが、「所有」単位の零細にもかかわらず「経営」単位の大規模化を成立させる（しかも農地についての使用収益権の設定なくして）法的権原である、(iii)大規模「経営」単位に組入れられた農地の「所有」者（もしくは耕作権者）は、その農地の利用や処分に關して何程かの制限を受けるに至る合意をしているか、ま

第 2 表

農業経営規模拡大と組織的対応

中心事業	請負耕作 高度組合せ	受託中心 (経営管理型)	委託者受託者合同		委託者受託者分離型	飛躍型(パイロット型)	漸進型	内容(契約)				土地基盤環境			
			属地的	属人的				経営管理委託契約	施設共同契約	農地処分利用拘束契約	損益共通計算(プール計算)契約	換地処分未済	「いえ」連合的性	兼業の安定度・高度集約	作安定度比較的強し
青森県十和田市・藤坂水田協業組合高清水農場 (昭和 39 年開始, 水田, 100 ha, 130 世帯, 専従者 10 名)	○	○				○		○		○	○		○		
宮城県色麻村・吉田協業利用組合 (昭和 38 年開始, 水田, 55 ha, 28 世帯, 専従者 18 名)	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	×
三重県玉城町・勝田農事実行組合 (昭和 38 年開始, 水田, 80 ha, 73 世帯, 専従者 5 名)	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県・大垣南農協機械化営農第 1 組合 (昭和 38 年開始, 水田, 66 ha, 110 世帯, 専従者 5 名)	○	○				○		○	×	○	○	○	○		○
同上第 2 組合 (昭和 39 年開始, 水田, 25 ha, 21 世帯, 専従者 2 名)	○	○		○		○		○		○					○
香川県・有限会社長尾農事耕作会社 (昭和 38 年開始, 作業対象延面積水田, 70 ha, 専従者 6 名)	○	○			○	○		○	×	×			×		○
愛知県・桜井農協技術信託部 (昭和 39 年開始, 作業対象延面積水田, 1,800 ha, 専従者 6 名)	○				○	○		○	×	×		×	×		○

たは(それと合わせて)かかる合意をなしたのと同じ結果になるような状況(基盤整備後の換地処分未済、個別世帯所有耕耘機の消滅等)が存在する、場合がかなり一般的にみられる、ことなどである。

- (1) 農政調査委員会編「請負耕作」(日本の農業16集、昭和三十七年一月)四六頁以下参照。
- (2) 吉田六順「農地流動化の一動因——拡大自立経営と中型機械化——」長期金融七号(昭和四一年一月)によると、中型体系は一セット二百万ないし三百万円であり、二〇haに使えば一ha当たり一〇万円位で、大型機械化に比べればもちろん、小農技術体系に比してもなお安上りである、とされている。
- (3) 京都府農業会議「現代の請負耕作問題——京都府下における請負耕作の実態と動向——」(タイプ・プリント昭和四〇年八月)四五頁以下。
- (4) 各事例のややくわしい説明は、別稿にゆずりここでは省略する(専門的研究者は、各事例ともすでに承知されていることでもあろう)。
- (5) 請負耕作の意義、類型については、すでに本誌掲載の別稿で論じたので再述しない。宮崎「いわゆる請負耕作の問題点」、法学研究三六卷九号(昭和三八年九月)、「いわゆる請負耕作の類型と制度化について」、法学研究三七卷六号(昭和三九年六月)参照。
- (6) 全国農業会議所「請負耕作検討資料5」(タイプ・プリント昭和四〇年一月)一頁以下。
- (7) この経済的検討は、吉田六順「大規模請負耕作の存立条件——農業構造問題研究六号(昭和四一年五月)三一頁以下参照。
- (8) 零細「所有」にして、大規模「経営」については、宮崎「農業主体からみた新農地制度の方向」農業法研究2号(昭和四〇年四月)参照。

三 経営規模拡大の様相と制度的型態

(一) 経営規模拡大の多様性・流動性・創造性

いままでみて来たような、今日における経営規模拡大の(それへの社会的エネルギー発現の)様相について、全事例の共通の特性を要約すれば、形相的には多様性(かつ流動性)があり、本質的(エネルギーそのものの性格)には強力にして創造性あるもの、といえるであらう。

すなわち、(i)経営規模拡大の社会的エネルギーは、諸々の環境的条件、例えば使い得る技術体系、農地の外延的拡大の余

地の有無、土地基盤整備（およびその後）の状況、「経営」担当者に拡大された「経営」担当を認める相手方（経営管理委託者、作業委託者、農地の貸主なり売主）の状況（兼業所得の水準と安定度、高度集約農業所得の水準と安定度、農地保有の関心の種類と程度、労働力の不足程度、家族構成）、地域の社会経済的状況、時の現行法令や行政の状況等の、差異に即応して極めて多様な形相をもつて発現している。(D)したがつてその様相は固定的でなく流動的である場合が多くなる。(E)しかもそのエネルギーは強大であり、また創造性に富んだものであるといえよう。なぜならば、周知の通り現在の諸条件は、例えば、林野はあれど資金事情や権利関係（なかんずく国有林野）からみれば農地の外延的拡大は困難であるとか、兼業（所得）や高度集約農業（所得）は高水準かつ安定的ではないとか、より一般的には超高度成長インフレ経済政策下において土地保有にまさる生活保障手段はないとか（しかしかかる経済政策が同時に経営規模拡大をせまっている）、省力かつ多収穫機械化技術体系は未成熟であるとか、の如く経営規模拡大にとつて決して安易な道を開いているわけではない。

そのような諸条件にとりまかれてはいるが、その中に「公式論」では発見も前進もできないところの経営規模拡大の道を発見し前進するエネルギーは、単に強力なものならず、「窮鼠が猫をかむ」が如き創造性を有するものであると思う。⁽¹⁾

(二) 経営規模拡大に関する「公式論」の限界

現に実現しつつある経営規模拡大の様相が右のようなものであるとすれば、それに対する法的ないし制度的対応はどのようなものでなければならぬのか。こう考える場合にはまず、経営規模拡大方式についてのいわゆる「公式論」すなわち、兼業農家の離農（「所有」離脱もしくは「所有」の「虚有化」）↓〔所有権移転もしくは耕作権設定での〕農地流動化↓専業農家の経営規模拡大↓自立経営育成の公式、の妥当範囲は一体どの範囲かという疑問が生ずる。そこでこの公式論の妥当範囲の限定を考えることになる。時間に関する妥当範囲の限定としては、おそらく「当面」ないし「数年間」は妥当しない、との見方が一応手堅い意見であろう。反面かなりの長期的展望としては程度の差はあれ「公式論」が妥当することも否定し

得ないであろう。場所に関する「公式論」の妥当範囲の限定としては、程度の差はあれいわゆる内地（本州、四国、九州）では妥当しない範囲が相当に広いが（南関東、東海、近畿、瀬戸内が概ね最も妥当しない地域であるが、その他の地域でも必ずしも妥当する範囲が広くはなからう）、北海道では逆に「公式論」の妥当する範囲は極めて広いものとみられる。

いわゆる「公式論」の妥当する時間的および場所的範囲は、むしろ農業外部に存する諸条件、なかならず離農者の生活水準（物的なものだけではない）の向上と安定（土地を保有し、郷土部落と何らかのつながりを持つことが真実必要でなくなること——そう錯覚させるのではなくて）、いかによつてかなり変動するであろう。だからこの諸条件変動の検討も必要である。また「公式論」が妥当するにしても「離農→経営規模拡大」までその先が「経営規模拡大→自立経営」と一義的につながるものかどうか、もしくは一応そうつながるとしても更にその先に何かにつながるのではないかどうか、の疑問は存する。しかしこれらの点の深入りはここではやめておく。⁽²⁾

いずれにしても、すくなくとも「当面」は、「公式論」(だけ)では、現に実現しつつある経営規模拡大の様相に対応する法的ないし制度的型態を創設することが、極めて困難な地域が広汎に存在するのであるから、右の「公式論」以外の経営規模拡大についてのパターンを採上げなければならない。その際特に重要なものは、(i)現に兼業農家の所有する(もしくは耕作権を有する)農地、および土地依存度のすくない高度集約専業農家の所有する(耕作権を有する)高度集約農業では利用しない農地(主に水田)について、(ii)現在の所有者(または耕作権者)の「技術ないし主要作業からの離脱」→「経営管理からの離脱」という過程(ただし「所有からの離脱なし」に対応して、(iii)「集団栽培」→「請負作業(ないし技術信託)」→「請負耕作(ないし全面技術信託・経営信託)」という技術段階と組織を採るパターンである。

さきに述べた「公式」論が、いわば「所有権移転(もしくは耕作権設定)方式」であり、またそれを直接的に行なおうとするものだから「直接方式ないし飛躍方式」であるのに対して、このパターンは、いわば「請負方式」であり、また仮に結

局は「所有権移転（もしくは耕作権設定）」に行きつくにしても「直接的・飛躍的」にはなく、「技術・作業離脱→経営離脱」のクッションを経て、おのずからそこに行きつくものは行きつけばよいとするのであるから「間接方式ないし漸進方式」である。「公式論・所有権移転方式・直接方式」が妥当しない場合において、「請負方式・間接方式」が、単に経営規模拡大を実現するという見地からだけでなく、社会的ないし厚生的見地からみて、特別の意義を有するものである。ただしこの点はすでに別稿³⁾で論じておいたことを参照していただくことにして、ここでは省略する。

もちろん、経営規模拡大への社会的エネルギーは多様性（かつ流動性）を有し創造性をもつた強力なものと考えられる以上、それに対応する法的ないし制度的型態の創設に当つて、「公式論・所有権移転方式・直接方式」でなければ、それは必ず「請負方式・間接方式」であると限定してかかることはできない。右二方式の単純な姿のほかに、それらのコンビネーションとか、第三、第四の方式もあるう。なお、通常の原初的「協業経営」も「所有権移転（もしくは耕作権の設定や移転）」を直接的に目論むものであれば、その限りでは、右の「公式論」もしくはそれに準ずるものと考えてよからうし、また「請負型協業経営」ならもちろん右の「請負方式・間接方式」に入るものと思われる（すくなくともここでの論述に関しては）。

とはいえ、目下のところ既墾地については程度の差はあれそれぞれ妥当範囲を異にする、「公式論・所有権移転方式・直接方式」と「請負方式・間接方式」とが、経営規模拡大へのパターン（の原型）として特に重要性を持つものといえよう。しかも本論では、なかならず「請負方式・間接方式」に重点を置いて論述しているわけは、(i)この方式については「公式論・所有権移転方式・直接方式」に比して論ぜられることがすくないこと、(ii)しかもこの方式については、法学的にも経済学的にも社会的にもいわゆるオーソドックスな理論ないし視角では把握しつくせないものが多いこと、(iii)「大型高度機械化技術」に裏づけられた経営規模拡大（「中型部分機械化技術」でも場合によつては）は、程度の差はあれこの方式を採らなければ、そもそも不可能（ないし極めて困難）であると思われること（未墾地開墾による拡大ですら場合によつては——例、部落

有原野開墾——この方式の要素が必要)、(iv)当面この方式が強く妥当する地域が相当に広汎であること、(v)そしてかかる地域でもし「公式論」を強行するとすれば、無駄骨折もしくは抵抗・混乱・犠牲・しかも効果はすくない、という事態がおきる心配があるから、この方式の長所を広く理解せしめて「公式論」の強行をさけるようにすること、等の意図があるからである。

このように考えていつても、経営規模拡大に対応する法的ないし制度的課題として検討すべきものは多々存するであろうが、本論ではその中の、(i)「中型部分機械化技術」による経営をめぐる調整組織と、(ii)「大型高度機械化技術」による請負耕作体の組織について、節を改めて論ずることにする。

- (1) 農村社会の「自己展開」エネルギーについては、東畑精一・神谷慶治編「現代日本の農業と農民」四二一—四二〇頁、五二〇—五三八頁、神谷慶治著「日本農業の可能性」(昭和四一年三月)三七—四一頁参照。
- (2) なお神谷・前掲書二七—三七頁参照。
- (3) 宮崎「農業主体からみた新農地制度の方向」農業法研究2号(昭和四〇年四月)特に一〇二頁以下。

四 「中型部分機械化技術」による「経営」

をめぐる調整組織(農業経営調整地域組織)

(一) 農業経営調整組織の必要性と機能

経営規模拡大の様相は、すでにみた通り「中型機械化技術」による場合に、ひときわ多様性(と流動性)が目立つのである。また「中型部分機械化技術」による「経営」体は、その技術および経営学的適正規模からみて、比較的小地域(例、同一部落、同一市町村、近接数市町村)内に多数発生するものである。そこで一定地域におけるこの種の「経営」体をめぐる調整組織が必要ではなからうか。

しからばやや具体的にこの調整組織（以下では「農業」経営調整地域組織」と略称することあり）のなすべき仕事いかん。それは例えば、(イ)拡大された「経営」を担当せんとする者と、それに対して請負作業委託（特に高度な組合せで）、経営管理型請負耕作委託、賃貸借型請負耕作委託、耕作権設定、所有権譲渡等の希望者およびそれ等の提供に附随して（もしくは附随せずに）補助労働力や小型機械や施設や資金の提供を希望する者、との間の仲介に立つて、具体的事情に即応した契約の締結なり組織体の設立なりを、斡旋することがある。この「斡旋活動」にも、消極的に当事者からの申請をまつて行なうものと、積極的に職権で当事者に働らきかけるものとあろう。

(ロ)或いは、その一定地域内の農業に関する統一的計画（必要に依じて生産のみならず、販売もしくは加工も含めて）を立案し、一定の手続によつてそれを確定させたら、それにしがたつた「経営」および「農地使用」の「コントロール」を行なうことも考えられる。もちろんこの地域農業「コントロール活動」には、統一的計画の期間、計画確定手続（特にこの調整組織体の権限、多数決の方式および限度）、「経営」と「農地使用」の「コントロール」の程度や方法、などについていくつかの段階ないし方式が存することはいうまでもない（農地の「所有」にはふれずに、その「使用」に制限を加えることも含む）。

(イ)或いは更に進んで、この組織体自身が（法人として）地域内全農地の（単独）所有者となり、従来の所有者は特定地片と結びついた所有権を失い、ただ特定地片と結びつかない持分的権利を有するのみの状態に到することも（とともに「耕作事業」ないし「経営管理」の主体となることも）、思考上は不可能ではないかも知れない。しかし当面問題となる活動は、なんといつても右の(イ)「斡旋活動」であり、あわせて(ロ)「コントロール活動」が若干加わる場合もあろう。

ともあれ「農業経営調整地域組織」の活動には、程度の差はあれ、広義における「農地管理」（地域的自主的な）の色彩が加わつてくるであろう。かかる意味では「農業経営調整組織」を「地域的自主的農地管理組織」として検討することも不

可能ではないかもしれない。しかしそれは適當ではない。

「農業経営調整組織」の機能は先に述べたように「農地管理」につきるものではないし（農地管理を含むとしても）、「農地管理」の機能が必ず要求されているわけでもない。のみならず本来、「農地管理」の基準である「農地制度」は、「農業経営型態」から規制されるべきであつて、その逆ではない。現在一見「農地制度」から「農業経営型態」が規制されるが如き観を呈しているのは、現行農地法が「自作農Ⅱ小農技術的経営型態」を前提にして「農地制度」を定めており、その前提が不動の疑うべからざるものとして措定されていたがために、現行農地法の穴から見限りは「農地制度」が「経営型態」を規制することに成るだけである。現行農地法の穴から出て、現行農地法と経営型態との対応関係を觀察すれば、むしろ「自作農Ⅱ小農技術的経営型態」が、現行「農地制度」を規定している、と理解されよう。「農地制度」と「経営型態」との規制関係は、「経営型態」→「農地制度」であるが、更に「経営型態」を規制する重要なものは、「技術体系」であると言ふことができそうに思われる。以上の関係が正しい（すくなくとも概ね要する）とすれば、「農地管理組織」は「農業経営調整組織」の一部分ないし一機能として位置づけられるのが筋であらう。

(二) 農業経営調整組織の当面の該当者

さて「農業経営調整組織」の機能を右の如きものとして（特に当面のところ「幹旋活動」中心「コントロール活動」も加味、かつ現存の組織体のどれかにその役割を担わせるとしたら、どの組織体がよからうか。現在の筆者には、やはり農業協同組合もしくはその姉妹的組織を、候補の筆頭にあげてよさそうに思われる。また農業委員会も有力な候補として考えられる。そこで「農業経営調整組織」それ自体には、原則として農業協同組合もしくはその姉妹的組織をもつてこれに充て、そしてその活動を農業委員会と連繫をもたせて行ない（例、すくなくとも、活動計画全般の立案についての同意・協議・諮

問、個々のケースについての通告、更に具体的な「斡旋活動」、「コントロール活動」に対して異議のある当事者は、農業委員会に調停または仲裁を申立ることができるようしておくこと、ではどうであろうか。そして「農業経営調整組織」の活動を通じて成立した契約（もしくは組織体）については、現行農地法の方式の如き画一的、官僚的統制の適用はやめることである。

もつとも右のような重要な役割を担い得るだけの能力を備えていない農業協同組合もしくは農業委員会が現実にはあるのではないか。したがつて仮に「農業経営調整組織」の必要を認めるにしても、それには別な自主的組織を新設するか、或いは国ないしそれに準ずる公法人を充てるべきであるとの意見もでてくるであろう。しかし筆者は、「農業経営調整組織」の重要な機能をはたし得る農業協同組合および農業委員会もまた存する以上、その適格なものだけにまずその重責を担わせるべきであり、また国ないし国に準ずる公法人（例、農地管理事業団）の如き官僚組織は、ここで「農業経営調整組織」に期待したような多様かつ流動的な事態にキメ細かくしかも長期にわたつて責任ある対応をする能力にとほしいのが普通であり、かつ国または公法人には他に是非ともやるべき仕事（一例、農用地の外延的拡大）が待っている、と考える。

(三) 農業経営調整組織と農地法

「農業経営調整組織」の活動を通じて成立した契約（もしくは組織体）については、仮に現行農地法を近い将来も殆んど現在の姿のまま存続させるとしても、その中の相当多くの規定は適用しないことにしなければ、かかる地域的自主的調整組織を設ける意味の大半が失われてしまうであろう。この場合に現行農地法のいかなる規定を適用除外とすべきか。これについての詳細は別の機会に譲るが、いずれにしても、耕作権保護（農地二〇条等）と小作料統制規定（農地二一条——二三条、二四条は修正の上適用も可か）がまず問題とされることは明白であろう。そのほか、農地取得許可手続、農地取得資格（最高最低

面積制限)、創設農地の貸付制限(以上農地三条関係)、小作地所有制限(農地六条・七条)、農業生産法人資格要件(農地二条七項)、などについての適用除外もしくは特別な制限緩和後の適用が問題となるであろう。⁽¹⁾

ここでは耕作権保護と小作料統制の適用除外についてのみ若干の説明を附加しておくことにする。一説にはこの適用を除外した場合もしくは請負耕作を是認した場合には、借地もしくは請負耕作受託による経営の不安定性、および小作料もしくは委託者取得分の上昇が、懸念されているが、筆者には、この懸念は仮にそれがあるにしても右の提案が意味を失う程の大きなものではないし、またその懸念に対応するに現行農地法の如き画一的官僚的統制が、それを維持せねばならぬ程に適切有効な手段だとも思われない。すなわち、経営の安定と小作料または委託者取得分の適正化を実現するには、画一的官僚的統制よりも、社会経済的・技術的事情(例、借り手・受託者市場、代替地供給の見込——「大数の法則」の妥当性、貸し手・委託者側の技術や機械の消滅など)の存在、並びにそれに即応した個別具体的契約内容(その形成への経営調整組織の介入)にまつことの方がより有効適切であろう。なお心配なら当初はこのような社会経済的・技術的事情が強く存在し、右の懸念に対応する能力ある「経営調整組織」および農業委員会が存在する地域のみにおいて、右の提案を現実化すればよいであろう。

なお小作料または委託者取得分の水準に関して、筆者が現在までに見聞した事例に関する限りの概算では、「中型部分機械化技術」による経営規模拡大の事例よりも、むしろ構造改善事業を契機として発生した「飛躍型」である「属地集团的合同型」の大規模請負耕作体(ないし協業体)において、極めて高い(最高は收穫物に対する割合で六〇%以上)のであつて、前者の事例においては主な收穫物(またはその価格)に対する割合が低ければ一〇%以下、高くても三〇数%程度(最高でも四〇%程度)であつた。この理由は種々あるが、「飛躍型」の「属地集团的合同型」大規模請負耕作体(ないし協業体)においては、最高水準の小作料ないし委託者取得分を主張せざるを得ない者までもメンバーに組入れ、しかもその水準が附合契約的に全メンバーについて適用されるのに対して、「中型部分機械化技術」による経営体では、前記の水準で一応満足でき

る者だけがメンバーになつてゐることが、主な理由であらう。

(1) なお農業構造問題研究会の提言「農地事情と土地対策」農業構造問題研究5号(昭和四一年五月)四四頁以下参照。

五 「大型高度機械化技術」による請負耕作体の組織

(一) 「大型請負耕作体」の問題点

「大型高度機械化技術」に裏づけられた、請負耕作体(ないし請負型協業体)や請負作業体(高度な組合せ請負作業をする)には、この段階のものに特有な問題点がある。その中でここでは大型請負耕作体(ないし請負型協業体)の組織問題について若干の考察をこころみることにする。⁽¹⁾ なお高度な組合せ請負作業を行なう請負作業体と請負耕作体とは、その機能からみれば実際にはそれ程明確な差異はないことがあり、また同一組織体が、両者の仕事を実施している例もあるし(ウェイトはどちらにかかると)、更に請負作業体→請負耕作体(場合によつては逆もあり得るが)という変化も当然おこるのであらう。

請負耕作体の中でも、構造改善事業を契機として発生した「飛躍型属地集团的合同型」の請負耕作体(ないし請負型協業体)が一番多くの(組織)問題をかかえているようである。その問題の自覚症状的な姿を一言で言えば、(イ)マネイジャーおよびオペレーターの職能的地位の確立と所得の確保(および社会保険の適用)が極めてむずかしく、(ロ)しかもその原因の大きなものは、委託者グループの中の最高の委託者取得分(いわゆる「配当」)要求者の声が総会の決議(一人一票による)を通じて組合員の「総意」となつて、マネイジャーやオペレーターの上に覆いかぶさり、「経営」および「労働」に対する過度ないし不当な干渉)、(ハ)かつ組合員平等主義の觀念から全組合員に対する関係(契約)が附合契約的に最高水準に定められることである。

もつともこうなるには、それなりの社会経済的・技術的条件があるものであり、単に請負耕作体の組織面だけで解決ができるわけではない。この社会経済的・技術的条件としては、(i)請負耕作体の統一的「経営」に組入れられる数十haないし百haの地域内に農地を所有しもしくは耕作権を有する数十世帯ないし百数十世帯の中には、対象農地についての自作（荒しづくり・ただし自己労賃は内職労賃評価で充分・にもせよ）をやめることによる減収にたえることすらできない（一方においてはこの減収など「ものの数ではない」者もあるが）、低所得・不安定兼業農家が或る程度は存在すること、(ii)委託者取得分（「配当」）の最高水準要求に答えても、なおマネージャーおよびオペレーターの所得確保が可能なだけの、省力かつ多収穫技術体系の未確立（ないし未導入）、等の事情が重要である。このような、社会経済的・技術的条件の解決は、当該請負耕作体内部の努力のみにはよくなし得るところではないが、しかし内部においても、(i)委託によつて余剰労働力の生ずる場合には、機械化技術体系下における補助労働力として特別な配慮をもつて活用するとか、高度集約農業・農産加工業の開発を行なうとか、(ii)また多収穫をめざして、人事管理、教育研修、試験研究等に工夫をこらす、などの努力が必要であろう。そして社会的・経済的・技術的条件の状態ないし改善の段階に対応した、組織の在り方が重要なことは言うまでもなからう（第一これらの改善を実現しやすくするにも組織の在り方、運用の仕方が問題となる）。

さて請負耕作体の組織の在り方、その運用の仕方をめぐる検討にも、現行法制の解釈運用論と原理論ないし立法論とがある。現行法制の解釈運用論としては、現に請負耕作体の法人化をはじめ、農業協同組合法、土地改良法、食糧管理法ならびに社会法ないし労働法（労働基準法、労働者災害補償保険法、失業保険法、厚生年金保険法または農林漁業団体職員共済組合法、健康保険法等）の解釈運用の研究が要望されているが、⁽²⁾ここではこれは割愛して、原理論ないし立法論に関する若干の考察をすることにする。

(二) 「大型請負耕作体」の在り方を定める三大要素

個別具体的ケースを前にしていかに組織づくりをするかというときにも、また一般的に立法論をする場合にも、原理的に考慮すべき不可欠なファクターは、「土地」、「人間」、「技術」、の三者である。(イ)「土地」については、基盤整備状況ないし集団的使用の必要性の程度、水利の連帯関係、並びに転用の見込などが特に重要である。(ロ)「人間」については、一応委託者側(兼業農家、高度集約專業農家)と受託者側(マネージャー、オペレーター、米麦作專業農家)と分けて考えられる。(i)委託者側については、兼業もしくは高度集約農業による所得水準と安定度合、土地の所有および使用についての関心の種類(例、全くの物的貯蓄、物的貯蓄兼年々「配当」期待、年々收穫目的)と程度、労働力および経営管理能力の不足度合(例、基幹労働力の季節的不足、基幹労働力の恒常的不足、基幹労働力不在、補助労働力の存否)、などが重要である。(ii)受託者側については、技術的能力、大規模「経営」担当者および新農村における組織のオルガナイザーとしての素養、などが重要である。(ウ)「技術」については、大型高度機械化一貫体系の実現度合、反面からいえば補助労働力や補助的小型機械の必要度合、省力かつ多収穫か(それとも省力しかし減収か)、などが重要である。もちろんこれらのファクターは、相互規定の関係にある場合が多いであろう。

いずれにしても、要約すれば「土地」、「人間」、「技術」の三者の状況によつて、いかなる請負耕作組織が適当か(例、合同型か分離型か、合同型にしても属地集団型か属人集団型か)、いかなるプロセスをとつて進むべきか(漸進型か飛躍型ないしモデル型が可能か)、或いは請負耕作にまで進むことを予定すべきか、当分は高度な組合せにもせよ請負作業の段階にとどまるべきか、などのことが割出されることになる。したがつて、「土地」、「人間」、「技術」の三者の状況の差異を無視した「画一モデル」を強行することは、全く有害無益である。

(三) 「大型請負耕作体」の組織創造の原理

右に述べたように、「土地」、「人間」、「技術」、の三者の状況の差異に目をつぶつて、「大型高度機械化技術」に裏づけられた請負耕作体(ないし請負型協業経営体)もしくは高度な組合せの請負作業体、の「画一モデル」を作ることとはできないのであるが、しかし右の三フアクター等の状況に即応した組織体を創造するに際して活用されるところの「原理」は存在すると思う。しかしまことに残念ながら現在の筆者には、この「原理」の全体を明らかにする能力はない。そこでここでは現在までの研究過程において、この「原理」の把握・創造に有益ではなからうか、と気づいたことを述べるだけにとどめざるを得ない。

(A) 「大型請負耕作体」の「形式」と「効力」

「大型高度機械化技術」による請負耕作体(ないし請負型協業体)は、数十haないし百haの「土地」、「労働」、「資本」(機械・施設)を結合し、「大型高度機械化技術」を適用して、「商品」生産をするための「経営」を担当する機能をはたすものである。もちろんこの場合の、土地、労働、資本、商品については他産業の場合と異なつて特殊性がある。例えば、(i)「土地」も「労働」も、「資本」が利潤追及のために(正にその目的のために)最も合目的に自由に選択して購入したものである。むしろ逆に特定の「土地」と一定の「労働」が基準となつて、その状況に適合した「資本」が捻出もしくは導入されているとみられよう。(ii)また「資本」ないし機械・施設もその大部分は、純粹の私的資本ではなく、さりとて純粹の国家的ないし公的資本でもなく、中間資本(公法人、私法人に対して中間法人という場合の「中間」)ないし社会資本である。一応は私的資本といえる若干の部分は存するが、それは「農民負担分」、「地元負担分」という言葉が示す通り、一般の企業に投下された「資本」とは異なる。(iii)米の商品性は否定し得ないとしても、同時にその特殊性(使用価値からみた特殊性と現行食糧管理制度の存在)も肯定しなければならぬ。

(iv) 以上のような特殊性に対応して「経営」にも特殊性があるように思う。すなわち生産要素と「経営」との規制関係を一言で言えば、一般企業では、「資本」が「経営」を支配し(株主総会による取締役の選任と解任——商二五四条・二五七条)、「経営」が「資本」のために最も合目的に自由に選択した「土地」と「労働」を(会社の外部より)購入して利用する(「資本」→「経営」→「土地、労働」)のに対して、請負耕作体(ないし請負協業体)においては、現存の「土地」および「労働」の状態から、必要な「資本」が決定され、そして「経営」が位置づけられると(「土地、労働」→「資本、経営」)、一先ず、言えそうである。

このように「大型高度機械化技術」による請負耕作体(ないし請負型協業体)における、「土地」、「労働」、「資本」、「商品」および「経営」については、他の一般企業におけるのは異なつた性格が認められるとしても、なおとにかく、「商品」を生産するために「土地」、「労働」、「資本」という生産要素を対象とする「経営」であることは否定できない。また請負耕作体(ないし請負型協業体)またはそこでの「経営」が、一般企業体またはその「経営」にとりまかれた存在であることはいうまでもない。すなわち、一般企業体またはその「経営」にとつては、米といえども殆んど特殊性の認められない「商品」であり、また「労働」はもちろん「土地」も自己(ないし「資本」)が必要と考えればいつでも購入せんとし、不要と考えれば売却せんとする「商品」であるにすぎない。

したがつて要するに、請負耕作体(ないし請負型協業体)もしくはそこでの「経営」も、(広義における)企業体もしくはその「経営」としてとらえられるし、また一般企業体もしくはその「経営」と太刀打できる力を具えなければならぬものである。かかる意味において、請負耕作体(ないし請負型協業体)の組織、運用に、一般企業体もしくはそこでの「経営」についての「手法」が導入され、一般企業体もしくはそこでの「経営」に対しても通用する「形式」が採られ、更に一般企業体もしくはそこでの「経営」にも対抗し得る「効力」が獲得されなければならぬ。

しかしこのことの正しさは、正にこの範囲に止まるものであつて、請負耕作体（ないし請負型協業体）もしくはそこでの「経営」の本質的「内容ないし原理」が、一般企業体もしくはその「経営」と同一（ないし同質）⁽³⁾なのではない（それは先に説明したような「土地」、「労働」、「資本」、「商品」および「経営」の特殊性からもうなずけるところであろう）。

もつとも右のことは、「大型高度機械化技術」による請負耕作体（ないし請負型協業体）についてだけ言い得ることではなく、程度の差はあれ、「中型部分機械化技術」による「経営」組織体、「大型機械化技術」による高度な組合せ請負作業体（事実上大規模な「経営」の統一的管理の結果に近づく）、原初的協業経営体、（自立経営をめざす）家族農業主体、更には広く農業一般に妥当することであろう。それにしても「大型高度機械化技術」による請負耕作体（ないし請負型協業体）について、特に右のことが注意されるべき必要が強いといえるであろう。

(B) 「大型請負耕作体」の本質的「内容ないし原理」

しからば、「大型高度機械化技術」による請負耕作体（ないし請負型協業体、或いは高度な組合せ請負作業体）もしくはそこでの「経営」に特有とみられる（すくなくともすぐれて強いとみられる）、本質的「内容ないし原理」——「手法・形式・効力」ではなく——についてはどう考えるべきであろうか。請負耕作体（ないし請負型協業体）における、「土地」、「労働」、「資本」、「経営」の間の規定方向には、先に述べたように「土地、労働」→「資本、経営」の方向がある。つまり一口に言えば「土地」と「労働」の性格・状態が、基点ないし軸となつて、請負耕作体の性格や状態が決定づけられ、「資本」が捻出・導入され、「経営」活動が展開される。そこでこの基点ないし軸となる「土地」と「労働」とについて、請負耕作体特有の性格、状態を考える必要がある。

まず「土地」についてこれをみれば、「管理・使用の連帯性ないし共通性の強化」がみられる。わが国の農地、特に水田については、水利関係の共同性・連帯性、は「小農技術」を前提にしても存在することはもとよりであるが、「大型高度機

械化技術」が適用され、「経営規模拡大」が要請されるに及んで、水利関係のほかに土地基盤利用関係からも「土地の管理・利用についての連帯性・ないし共通性」は強化され、かつその一単位が(数十haないし百haに)拡大した。これを民事法学的表現で言えば、土地の単独所有権が、単に一般の相隣関係法規(民二〇九条―二三八条)による制限をうける状態よりも、一段とその行使についての制限の必要が増大しているが、さりとて共同所有型態(共有、合有、総有)には到らない状態(単独所有―連帯的・共通的単独所有―共同所有)にある、ものといえよう。

そして更に注意すべきことは、この「土地の管理・利用についての連帯性・共通性」―「単独所有についての連帯的・共通的制限」が、単独所有権に対して「外から」(例、国家の土地利用区分の設定・強行)附加されたものではなく(すくなくとも法的・直接的には)、むしろ零細な「単独所有権」が、社会経済的・技術的状況の変化に対応しつつ、なお一種の「単独所有権」として生き抜くために(単独所有権を生き抜かせることについての所有者の目的は、所有者が安全に生き抜くこと)、「みずからがみずからに」加えた制限であることだ。つまり「単独所有権(者)の自己展開」である。

前掲の「大型高度機械化技術」による請負耕作体の若干の事例においても現実に、このような「単独所有権―連帯的・共通的単独所有権」という変質ないし変貌がみられる。もつともその原因は、かかる変質ないし変貌を目的とする契約ないし合意とその履行であるとは限らず、社会経済的・技術的事実そのものであることもあり、また変質ないし変貌の程度もしくは種類も様々である。それにしても「単独所有―連帯的・共通的単独所有」という変質ないし変貌は、すでに現実のものであり、また将来より明確になるであろう。しかしかかる型態ないし推移に対する研究は、たちおくれているようであり、今後は進歩することが強く望まれよう。なおついでながら、右のような変化が住宅(もしくは宅地)に関しても(零細単独所有で、管理・使用の共通性ないし連帯性)、すくなくとも現象的には存在すると思われる(例、建物の「区分所有者」の合意による規約・建物区分所有法二三条以下)。

次に「労働」ないし「人間」についての、「大型高度機械化技術」による請負耕作体（ないし請負型協業体）に特有な性格、状態を考えてみよう。先に大型請負耕作体における「人間」的フクターを考えた際に、一応「委託者」側と「受託者」側に分けて考察した。この両者は、たしかに民事法的表現でいえば「利害相反する」両当事者である（例、委託者取分・「配当」と受託者報酬分・マネイジャーおよびオペレーターの所得、とをめぐる利益相反）。

このことは確かであるが、しかし一段上位の立場で（もしくは一段掘り下げて）検討すれば、この両者間にはお互に相手方となり合わなければならないよう（に運命づけられている）な「共同性ないし連帯性」があるとみられる。もつとも、おおよそのごとは「有と無と互いに無とし有としあい、難と易と互いに易とし難としあ」つているのであるから（老子第二章）、買主を予想しない売主、売主を予想しない買主はなく、両者の利益相反は売買制度の中に埋没し、同様に「資本ないし経営」と「労働」とは「企業」の中に統合されるとみられることもできるかもしれない。しかしここで「委託者」側と「受託者」側との間に「共同性ないし連帯性」がみられるというのは、単にそのような一般論の一適用としてではない。

現実具体的に、或る地域において、従来は概ね均質的な「自作農」であつたものたちが、「委託者」側（兼業農家、高度集約農業專業農家）と「受託者」側（米麦作專業農家）とに分解させられる、という事態のその中に、同時にその両者が、現在の「社会的沸騰」（神谷慶治教授の用語）⁽⁴⁾ 状況下に安全に生き抜くためには、切つても切れないパートナーだという事実（「委託者」は、水田「経営」というお荷物を「受託者」にあづけて、身軽になつてほかでかせぎ、しかも「生活保障の砦」・農地の「所有」は保持できし、一方「受託者」はそのお荷物をあづかることによつて「経営」を拡大し所得アップを実現する）⁽⁵⁾ が醸成されており、しかもそのパートナーは、極めて多くの場合、同一（ないし至近の）地域ないし部落において発見されているのである。一口に言えば、或る地域ないし部落の農民は、「分解」させられたが、なお（新しい姿で）「共同ないし連帯」するのである。しかも「分解」の契機が同時に、「新連帯」の契機でもある。つまり委託者受託者の「利益相反」も、大きくみれば「同中」の「異」

である(6) (ただ旧連帯は「属地的」で新連帯には「属人的」要素が強いが)。

もつとも場合によつては、或る地域ないし部落の中には、委託希望者はあれど受託希望者はいないことがある。例えば、(i)大都市近郊等で、農地転用が極めて明白かつ急速であり、その地域内に專業農家(ないし專業的農業従事者)が不在である場合がある。この場合でも農業協同組合等により、農地転用完了に到る暫時の期間、やや大型の請負耕作が行なわれる場合もあるが、かかる場合には「大型高度機械化技術体系」が採用されるよりも、農業上の収益を問わないで「現状が農地である宅地用地(工場敷地)」の暫時的財産管理につきるものが多く、その組織問題も特異であるから、明らかに右の性格を有するものは、ここでの考察からのぞくことにする。ここではすくなくとも「大型高度機械化技術」の採用に投下せられた資本が一回転するに要する期間だけは、その農地を対象として專業農家(ないし專業的農業従事者)たらんとする者が存在する場合を、考察するとしよう。(ii)また或る地域が非常に高度集約農業(例、果樹)に適しているため、その地域内の既存の農家はすべて高度集約農業專業をめざし、地域内には水田「経営」の「受託者」たらんとする者がいない場合がある。この場合にもし水田がかなり早い時期にすべて果樹園に転換されてしまう予定ならば、水田をめぐる請負耕作に関する限りは、右(i)の場合と同じく考察の対象からはずしてよからう。

大型請負耕作体(ないし請負型協業体)の性格、状況を決する重要素材であるところの、「土地」および「人間ないし労働」について、右のような「連帯性」が認められるとすれば、それを前提とする「経営」はどのような本質もしくは機能を持つべきことになるのか。

ここにおいて「経営」は、委託者の零細な(単純な)単独所有権が、「連带的・共通的単独所有権」に自己展開すること
を援助し、また従来の均質的自作農社会が、委託者側と受託者側とに「分解」させられる契機を、逆手にとつて「新連帯」
の社会を形成し、⁽⁷⁾「経営」単位の拡大を可能にするところの「大型高度機械化技術」を基盤として(新技術が、連带的・共通

が、他方それ自身の本質的な「原理ないし内容」は、一般企業体とは異なり前記(1)または(2)の方向図式によつて示されるものである、とすると、大型請負耕作体（ないし請負型協業体）に正にピツタリと適するところの、その組織ないしその運用はどんなものであるべきか。いまその全体をあますところなく解明することはできないが、前述した若干の大型請負耕作体を持つている自覚症状的問題点の解決との関連でも最も重点となるところの、「委託受託合同型（特に属地集团的な）」における総会の議決権と利益分配権について、若干考えてみよう。

一般企業体の標準的な組織を株式会社とすれば、ここでは周知の通り議決権も利益配当請求権も、出資額に比例して与えられている（商二四一条・二九三条、なお商三二二条・二四二条）。これに対して農業協同組合もしくは農事組合法人においては、議決権は絶対的に頭割平等であり（農協一六条・七三条Ⅰ項——民法六五條Ⅰ項を準用し同条Ⅲ項は準用せず）、出資額に比例した剰余金配当には制限がある（農協五二条・七二条の一五、なお農地二条Ⅶ項6号）。これはいうまでもなく、株式会社には「資本→経営→土地・労働」の方向図式が妥当し、農業協同組合もしくは農事組合法人では、「土地・労働→経営・資本」の方向図式が妥当する均質的な自作農もしくは原初的協業経営が、前提とされているからである。

ところが、大型請負耕作体（ないし請負型協業体）においては、右のいずれでもなく、「事業の成否についての関心度」に依つて、議決権と利益分配権が与えられるべきものではないだろうか。もつとも「事業の成否についての関心度」そのものを、外部的客観的に判定することは困難であるが、近似的なものとしては、請負耕作体への事業の委託量（委託報酬額）および請負耕作体の事業への従事程度（更にこの近似値としての労務報酬額）、をもつて代用することも（実践的には一応）可能ではないかと思う。

このような、議決権および利益分配権についての定めを含み、要するに大型機械技術を背景とし、「土地」、「労働」、「経営」、「資本」の特殊な相互規定的関係による「地域的連帯」の「原理ないし内容」を、一般企業体社会にも通用する「形式」

と「効力」を与えつつ、明確に組織づけるには、新立法が必要であろう（現在の法人制度の若干の特例的修正立法も含めて）。したがって「農業経営管理法」（仮称）とでもいうようなものの新設が検討されてもよろしいであろう。⁽⁸⁾

まことに大型請負耕作体（ないし請負型協業体）は、一般企業法でないし株式会社法体系には安住できず、さりとて現行の農業協同組合法もしくは農事組合法人制度にも安住できないところの、正に現代日本における「農村社会の自己展開」のむずかしさと、しかし力強い創造性を、象徴するものと言わばきであろう。

- (1) 経済学のないしは経営学の問題については、吉田六順「大規模請負耕作の存立条件」農業構造問題研究6号（昭和四一年五月）、同氏「耕作協業体の経営管理」全国農業会議所「協業経営における経営管理の進め方」（タイプ・プリント昭和四一年三月）所収、参照。
- (2) 施設作業共同化目的の農事組合法人（いわゆる一号法人・農協七二条の八一項1号）利用による法人化と、社会保険適用との関係についての一試論としては、右（1）引用「協業経営における経営管理の進め方」三五—四七頁収録の拙稿参照。また有限会社利用の法人化については、長期金融一〇号「機械化稲作集団の諸問題」（昭和四一年八月）収録の拙稿参照。
- (3) 東畑精一・神谷慶治編「現代日本の農業と農民」五二八—九頁、五三六頁、なお七八—九頁、一〇二頁、四一六—四二〇頁、五〇八頁、五三三—五頁等参照。
- (4) 東畑・神谷、前掲書五三六頁その他。
- (5) 柏祐賢著「農業問題の正しい認識」（昭和四〇年一月）七五—九〇頁、宮崎「農業主体からみた新農地制度の方向」農業法研究2号（昭和四〇年四月）一〇二頁以下参照。
- (6) 神谷慶治著「農村の強みと弱み」（昭和三〇年一月）一五六—一六〇頁参照。
- (7) 米山桂三「日本の社会経済発展の背景にあるもの——その社会学的・人類学的・社会心理学的分析——」法学研究三六巻七号（昭和三八年七月）参照。
- (8) 当面のところ、このような「原理ないし内容」を比較的より顕在化、実定化できる既存の法人型態としては、有限会社があるであろう。この点は、長期金融一〇号（昭和四一年八月）「機械化稲作集団の諸問題」所収の拙稿参考。